組合員活動サポート申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　記入日20　　年　　月　　日

**⑪対人・対物賠償責任保障**

* 本人が活動中の事故で対人・対物賠償責任が生じた場合
* 治療費・修理費等（単年度通算限度額**50,000円**）

**申請者**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支部 | いずれかに**◯** | 組合員コード | 氏　名 | ＴＥＬ（連絡の取りやすい番号） |
|  | 班 / 個配 / デポー |  |  |  |

**事由発生証明書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被害者氏名  対物の場合はその名称 |  | 住所 | TEL | |
| 発生日 | 年　　　月　　　　日 | | 発生場所 |  |
| 状況と原因 |  | | | |
| 活動内容 |  | | | |
| 主催団体名 |  | | | |
| 請求額 | 治療費・修理費等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**円** | | | |

**上記内容を証明します**署名　　　　　　　　　　　　　　　　月　　　日

（申請者以外の組合員・活動主催者・デポー担当者の署名）

・事由発生後すみやかに、コールセンター・デポーへ連絡してください。

・賠償責任の相手は問いません。

・自動車事故は対象外です。

・組合員活動の定義については、エッコロガイドブックP8「組合員活動サポート」を参照してください。

・荷分け中・デポーでの買い物中、荷分け場所やデポーからの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。

**※治療費もしくは修理費の領収書（コピー可）、対物賠償の場合は写真も添付してください。**

（事由発生から６０日以内に申請してください。）

申請書提出後に開催される「エッコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付日 | 年 　月 日 | 担当者 |  |

事務局記入欄